

神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則第16条に基づく施行細目

〔平成21年4月1日
環境局長決定〕

改定 平成25年10月1日

(目的)

第1条 この施行細目は、神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則（平成10年1月規則第64号。以下「規則」という。）の定めるところにより、施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この施行細目における用語の意義は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号。以下「条例」という）及び規則の例による。

2 この施行細目において「図書」とは、次の各号に該当するものを言う。

- (1) 事前配慮書 条例第8条の2第2項に規定する事前配慮書及び当該事前配慮書の写し
- (2) 説明会資料 条例第8条の4第2項に規定する説明会資料及び当該説明会資料の写し
- (3) 事前配慮に係る見解書 条例第8条の6第1項に規定する事前配慮に係る見解書及び当該見解書の写し
- (4) 判定願 条例第8条の9第1項に規定する（第31条の3において準用する場合を含む。）判定願及び同項各号に定める添付書類並びに当該判定願及び同項各号に定める添付書類の写し
- (5) 実施計画書 条例第9条第1項に規定する実施計画書及び当該実施計画書の写し
- (6) 実施計画書要約書 条例第10条第1項に規定する要約書及び当該要約書の写し
- (7) 実施計画書に係る見解書 条例第8条の6第1項に規定する実施計画書に係る見解書及び当該見解書の写し
- (8) 評価書案 条例第14条第1項に規定する評価書案及び当該評価書案の写し
- (9) 評価書案要約書 条例第15条第1項に規定する要約書及び当該要約書の写し
- (10) 評価書案に係る見解書 条例第20条第1項に規定する評価書案に係る見解書及び当該見解書の写し
- (11) 評価書 条例第22条第1項に規定する評価書及び当該評価書の写し
- (12) 事後調査計画書 条例第28条第1項に規定する事後調査計画書及び当該事後調査計画書の写し
- (13) 事後調査報告書 条例第29条第2項に規定する事後調査報告書及び当該事後調査報告書の写し
- (14) 概要書 条例第29条第2項に規定する概要書及び当該概要書の写し
- (15) 変更届 条例第31条の2第2項に規定する（同条第7項において準用する場合を含む。）変更届及び当該変更届の写し
- (16) 再開届 条例第31条の4第2項に規定する再開届及び当該再開届の写し

(図書の提出部数)

第3条 次の各号に掲げる図書の提出部数は、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 事前配慮書 | 50部 |
| (2) 説明会資料 | 50部 |
| (3) 事前配慮に係る見解書 | 50部 |
| (4) 判定願 | 50部 |
| (5) 実施計画書 | 50部 |
| (6) 実施計画書要約書 | 50部 |
| (7) 実施計画書に係る見解書 | 50部 |
| (8) 評価書案 | 50部 |
| (9) 評価書案要約書 | 50部 |
| (10) 評価書案に係る見解書 | 50部 |
| (11) 評価書 | 10部 |
| (12) 事後調査計画書 | 5部 |
| (13) 事後調査報告書 | 5部 |
| (14) 概要書 | 50部 |
| (15) 変更届 | 50部 |
| (16) 再開届 | 50部 |

(インターネットの利用による図書の公表)

第4条 市長は、事業者に対し、第2条第2項第1号から第11号まで及び第13号から第16号までに掲げる図書の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る条例の規定に基づく公表の方法について、様式により報告を求めることができる。

附 則

この細目は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年10月1日から施行する。

電子縦覧に係る報告書

年 月 日

神戸市長

宛

住所.....

氏名.....

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号.....

- 1 神戸市環境影響評価等に関する条例第 条第 項の規定に基づき、次の図書等をインターネットの利用により
- 〔 公表します。 〕
〔 公表しません。 〕

図書の名称	
図書の種類	
公表するページのURL	
公表期間	

- 2 神戸市長が、上記の図書等をインターネットの利用により公表することについて、
- 〔 同意します。 〕
〔 同意しません。 〕